

自立支援協議会全体会
平成 27 年 5 月 25 日(月)
資料 3

鎌倉市自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鎌倉市自立支援協議会設置要綱第 1 2 条の規定に基づき、鎌倉市自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第 2 条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 就労支援部会
- (2) 地域生活支援部会
- (3) 権利擁護・相談支援部会

(所掌事務)

第 3 条 専門部会の所掌事務は、次に掲げるとおりする。

- (1) 就労支援部会
鎌倉市内における就労支援体制に関する事項
- (2) 地域生活支援部会
ア 障害者の地域生活での問題点の把握や事業者間の組織づくりに関する事項
イ 地域生活支援事業における市町村事業に関する事項
- (3) 権利擁護・相談支援部会
ア ケース検討会において出された問題点や対処方法に関する事項
イ 権利擁護や虐待防止対策事業に関する事項

(組織)

第 4 条 第 2 条各号に定める部会（以下「部会」という。）の委員は、全体会の委員及び運営会議の委員のうちから、全体会の会長が指名する。

- 2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、運営会議に諮ったうえで選任し、全体会に報告するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 部会に会長を 1 人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(会議等)

第6条 部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、その代表する部会に属さない委員が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、部会委員の参加による作業部会を必要に応じて開催する。なお、当該部会に属さない委員が作業部会に出席することができるものとする。

2 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、この専門部会の所掌事務を所管する課等において処理する。

付 則

(施行期日等)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 この要領の施行の日以後最初に招集される専門部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

付 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。